

第 36 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和4年2月18日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 34 号

訴えの提起について

被告熊本県に係る熊本地方裁判所令和2年（ワ）第523号建物明渡等請求事件について、次のように控訴することとする。

令和4年1月4日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 当事者

控訴人 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県

上記代表者 熊本県知事 蒲 島 郁 夫

被控訴人 個人

2 事件名 建物明渡等請求控訴事件

3 控訴の趣旨

- (1) 原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。
- (2) 被控訴人の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は、第1審、第2審を通じ、全部被控訴人の負担とする。

との判決を求める。

4 控訴遂行の方針

弁護士を訴訟代理人と定める。